

岡山市立中学校部活動地域移行 推進方針

【目 次】

第1章 総 論

- 1 背景
- 2 本市における地域移行の目標
- 3 推進方針
- 4 地域移行のパターン
- 5 地域移行の課題
- 6 その他

第2章 モデル事業の実施

- 1 目的
 - 2 実施方針
 - 3 各フェーズにおける移行パターンの実践
- ※ 参考資料

第1章 総 論

1 背 景

< 部活動地域移行に関する検討会議の提言 >

令和4年6月にスポーツ庁から、8月には文化庁から、それぞれ運動部活動及び文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言が示された。

[趣旨]

令和5年度から令和7年度を目途に、休日部活動の段階的な地域移行を目指す。

- 将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保
- 学校における働き方改革の推進

≪提言書における部活動地域移行の目指す姿≫

- スポーツ・文化芸術環境について、今後、学校単位から地域単位での活動に変えていくことにより、少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツや文化芸術等に継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながるものである。
- 「スポーツ」は、様々な形での「自発的な」参画を通して、「楽しさ」「喜び」を感じることにより本質があり、「スポーツ」を通して自己実現を図るとともに、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を創ることを目指すべきである。また、「文化芸術」は、豊かな人間性を涵養し、想像力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となっている。いずれも生涯を通じてスポーツ・文化芸術活動に触れられる機会を享受できる環境を整えることが望まれる。
- 部活動の地域移行は、単に部活動を学校から切り離すということではなく、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備し、地域全体で体験機会を確保する必要がある。

< 中学校部活動の現状と課題 >

少子化の進展により、中学校の生徒数や教職員数は減少しており、部活動は廃部や休部、活動の縮小に追い込まれることが想定される。生徒にとっては自分のやりたい部活動がなく、あったとしても少ない部員数であることなどにより活動が低調となり、魅力を感じられない状況が生じる可能性がある。このため、生徒の部活動離れを引き起こすという悪循環が生じ、部活動が衰退する恐れがある。

また、教職員の部活動指導に係る負担が増しており、学校における働き方改革が求められていることや、他方で生徒の育成は学校、家庭及び地域において担われている中で、地域のスポーツ・文化芸術団体や指導者、施設などの資源と学校との連携・協働が十分ではない状況もみられる。

< 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定 >

令和4年12月、スポーツ庁及び文化庁により、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」が策定され、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が示された。

2 本市における地域移行の目標

子どもが、スポーツ・文化芸術活動に親しみ、様々な体験をする機会を確保するため、地域全体で継続的に支える仕組みを創出する。

3 推進方針

< 基本的な考え方 >

これまでの学校単位の取組から、学校を含めた社会全体の取組となるよう、新たな環境の構築を推進することとし、社会情勢の変化を踏まえ「生徒の活動・体験の場や機会の確保」「専門性や資質・能力を有する指導者や受け皿団体の確保」「これら体制の整備」などを推進する。

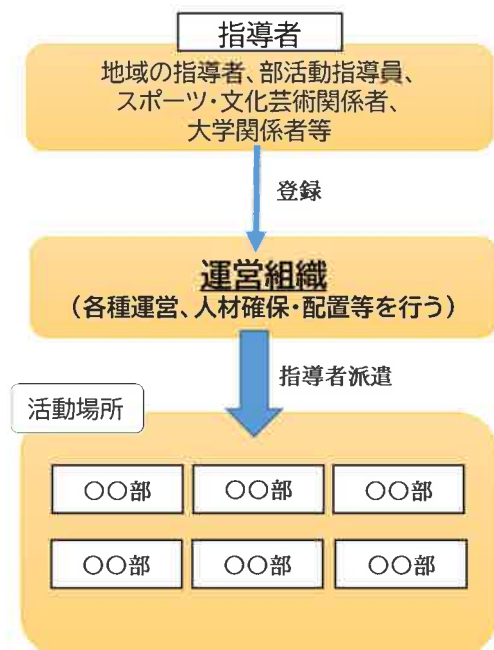
< 具体的な進め方 >

- ・国の提言及びガイドラインの内容を踏まえ、まずは休日の部活動から段階的に地域移行する。（平日の地域移行も視野に入れ、できるところから取り組む。）
- ・長年培われてきた「教師・生徒・保護者の関係性」や「部活動の教育的意義」を承継させつつ、関係者の理解を得ながら段階的に移行をしていくことが望ましいことから、当面は、学校部活動をベースに学校と地域が緩やかに連携していく形で取り組む。
- ・令和5～7年度の国の「改革推進期間」に合わせ、令和5年度からモデル事業を実施する。
- ・令和6～7年度に事業を展開し、地域移行のスタイルを確立する。
- ・令和5～7年度の実績を基に、令和8～10年度においては、さらに移行を促進し、令和11年度の「休日の完全地域移行」を目指す。

4 地域移行のパターン

地域移行については、現在中学校等で設置運営されている部や地域の状況等に応じて、次のようなパターンが考えられる。

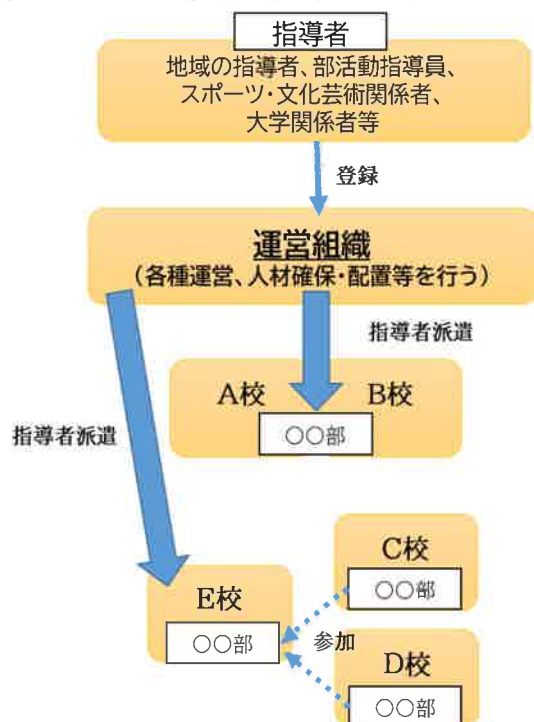
パターンⅠ 指導員派遣型



■生徒の活動状況やニーズに応じて、地域の指導者、部活動指導員等を派遣するパターン

■指導者の候補
地域の指導者、部活動指導員、スポーツ・文化芸術関係者、大学関係者等
(地域での指導を希望し、兼職兼業の許可を得た教職員を含む)

パターンⅡ 合同活動型

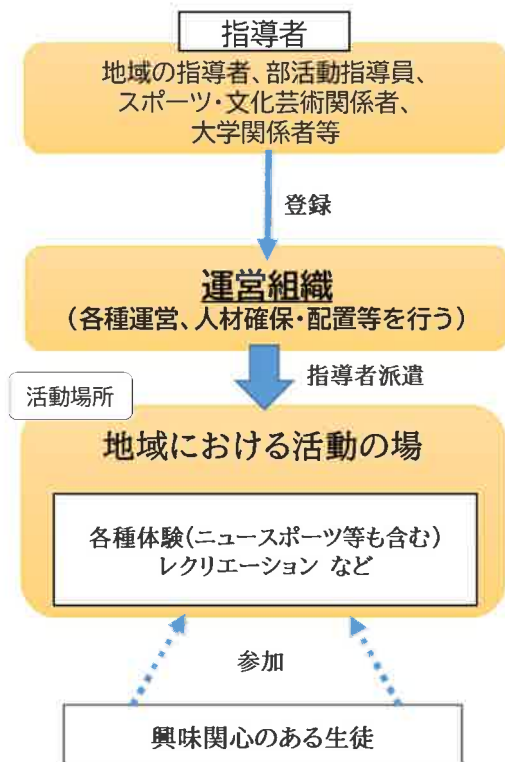


■部員数が少ない学校間において、合同で活動するパターン

■指導者の候補
パターンⅠと同じ

パターンⅢ

多様な体験・活動型



■従来の部活動の枠組みではなく、多様な競技等の体験や、誰もが参加しやすい活動を行うパターン

■生徒、保護者、各種関係者等のニーズを把握のうえ、体験・活動の場の可能性について要検討

■指導者の候補
パターンⅠと同じ

5 地域移行の課題

(1) 関係者の理解

地域移行の意義や目標、方針等について、生徒や保護者、スポーツ・文化芸術団体、企業、学校関係者等の理解や協力は不可欠であり、丁寧な説明や周知が必要である。

(2) 指導者の確保

地域のスポーツ・文化芸術団体、企業、大学、部活動指導員等との連携により、専門性や資質・能力を有する指導者の量を確保する必要がある。

現在の部活動の意義や役割を理解し、適切に指導できる人材を確保するためには、指導者資格や研修についての検討、地域で指導を希望する教職員への兼職兼業制度の整備等が必要となる。

(3) 活動場所の確保

活動場所としては、公共スポーツ・文化施設、民間施設、学校施設等が考えられる。

公共スポーツ・文化施設、民間施設等を利用する場合は、他の利用者との競合や地域による施設数の差、利用料金の負担等、活動の安定性等の課題が多い。

また、学校施設を利用する場合は、利用についてのルール作りや団体間での調整等が必要となる。

(4) 活動を支える仕組みづくり

地域移行を市域全体で円滑に実現するためには、運営面の中核を担う「運営組織」の検討、保険や会費負担の在り方等の検討が必要となる。

(5) 関連諸制度の在り方

大会の在り方、学校関係の諸制度の在り方などの検討が必要となる。

6 その他

- ・国のガイドラインの内容を参酌の上、本市モデル事業の検証結果を踏まえ、令和5年度中に本市の推進計画を策定することを目指す。
- ・スケジュールについては別添参照

第2章 モデル事業の実施

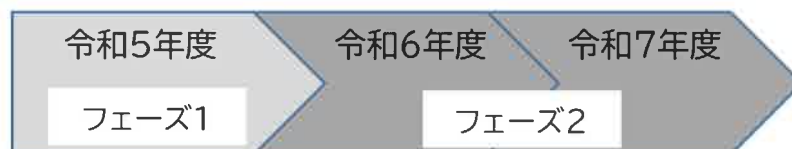
1 目的

生徒のスポーツ・文化芸術活動を地域全体で継続的に支える仕組みの構築に向けて、本市における部活動地域移行のスタイルを確立するための試行をし、円滑な導入を図る。

2 実施方針

(1) 進め方

国の改革推進期間である令和5～7年度を次のフェーズに設定し、移行パターンを実践する。



【フェーズ1】 地域移行のパターンが実践可能な学校（部）を選定
市及び関係団体と連携のうえ、指導者を配置し、指導を実践
及び課題抽出、事業検証の実施

【フェーズ2】 フェーズ1のノウハウを活かし、更なる事業を展開

※令和5～7年度の実績を基に、令和8～10年度においてはさらに移行を促進し、令和11年度の「休日の完全地域移行」を目指す。

(2) 学校、保護者等への理解促進

令和4年12月以降順次、中学校、モデル校、保護者、PTA、小学校等への説明・周知を実施する。

(3) 運営組織の整備

令和5～7年度において、地域移行や移行後の運営面の中核を担う運営組織の検討・整備を実施する。

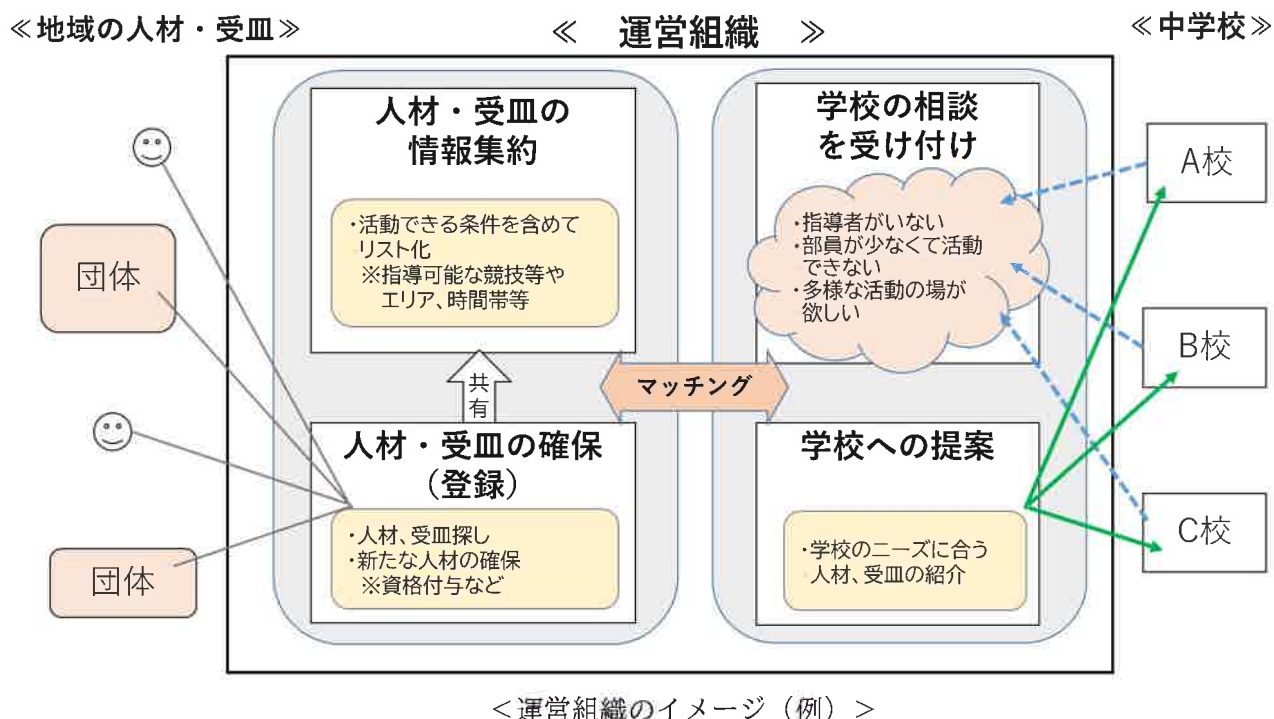
具体的な役割として、次の内容等を想定している。

- ◇指導者の発掘、確保、情報集約
- ◇学校の相談受付、学校への指導者配置
- ◇指導者の資質・能力向上のための研修会開催
- ◇指導者への報酬、交通費等の支払い
- ◇生徒や指導者の傷害保険加入事務
- ◇活動用具等の維持管理
- ◇事務局の管理運営 等

令和5年度モデル事業で得たノウハウを基に検討を重ね、令和6～7年度において仕組みや体制を整備する。

※「運営組織」の形態・規模等については、検討の中で具体化を図る。

※「運営組織」の整備進捗をみながら、令和6～7年度中において地域移行の主体を市から運営組織へ移行



< 運営組織のイメージ (例) >

3 各フェーズにおける移行パターンの実践

(1) 運営主体

- ・市が学校、各種関係団体等と調整し実施

(2) 受皿団体等

- ・スポーツ・文化芸術団体、プロスポーツチーム、企業、大学等

(3) 指導者

- ・地域の指導者、部活動指導員、スポーツ・文化芸術関係者、プロスポーツチーム・企業・大学関係者等 ※兼職兼業の許可を得た教職員を含む。

(4) 取組内容

パターンⅠ 指導員派遣型

- ・受皿団体と組合せが可能な学校（部）を選定し、休日の活動を実践
- ・学校（部）への派遣のほか、受皿団体の拠点等への集合型も視野に入れ試行
- ・指導者に必要な研修内容を実施
- ・派遣回数等は、学校（部）と受皿団体と調整のうえ、可能な範囲で実施

パターンⅡ 合同活動型

- ・組合せが可能な学校（部）を選定し、休日の活動を合同形式で実践
- ・指導者は必要に応じて派遣

＜パターンⅠ・Ⅱの実施目標＞

フェーズ1	フェーズ2	
令和5年度	令和6年度	令和7年度
パターンⅠ：30～40部活程度 パターンⅡ：2～3部活程度	フェーズⅠの進捗や、運営組織の検討・整備状況を踏まえ、実施可能な範囲でモデル事業を展開	

※フェーズ1で実施した部については、フェーズ2においても可能な限り継続する。

※地域部活動への移行対象は約330部活

パターンⅢ 多様な体験・活動型

- ・生徒、保護者等のニーズや受皿団体の意見を踏まえ、休日の活動の可能性を検討
- ・試行的なスポット実施により、参加者、指導者の意見や感想などから、今後の発展性等を検討

＜パターンⅢの実施目標＞

フェーズ1	フェーズ2	
令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニーズ調査・実施検討	実施内容の整理・試行	

※ 参考資料

- ・市立中学校（義務教育学校を含む）の部活動設置状況
- ・本市の主なスポーツ・文化芸術関係団体